

前回審査会（平成 23 年 12 月 6 日）における指摘事項及びその対応

番号	指 摘 事 項	対 応
1	トンネル微気圧波に伴い、騒音や低周波音が発生することもある。関連する資料や山梨リニア実験線のデータを示されたい。	<p>事業者を確認したところ、以下のとおりです。</p> <p>トンネル坑口の微気圧波については、国土交通省の超電導磁気浮上式鉄道実用技術評価委員会における解析の結果、別添 1 のとおり評価委員会が設定した基準値を達成することが可能であるとの評価を受けています。評価委員会が設定した基準値のうち、20m 地点で原則 50Pa 以下というのは破裂音が発生しないレベル、民家近傍で 20Pa 以下というのは建具のガタツキを抑えられるレベルです。</p> <p>その後、別添 2 のとおり、トンネル坑口の微気圧波については、実測によって基準値を満たすことを確認しています。</p>
2	岐阜県内のルートの中岐や多治見にはウラン鉱床がある。そこから掘削される残土や大気環境への放射性物質等の評価等について教えていただきたい。	<p>事業者を確認したところ、以下のとおりです。</p> <p>配慮書 4-15 ページにあるとおり、概略ルートの選定にあたっては、ウラン鉱床をできるだけ回避しています。また、今後、詳細なルートの選定にあたっては、ボーリング調査の実施等により、ウラン鉱床を回避したルートを選定する予定です。</p> <p>なお、岐阜県内から掘削される残土からウラン等の含有が確認された場合は、関連する法令等に基づき、適切に対処します。</p>
3	埋蔵文化財についてはどのように予測、評価することを考えているか示されたい。	<p>事業者を確認したところ、以下のとおりです。</p> <p>埋蔵文化財については、駅部・立坑・斜坑など地表付近の土地改変部を対象に、既存資料調査等により計画地周辺の埋蔵文化財包蔵地の位置等を確認し、事業計画と埋蔵文化財包蔵地の状況の重ね合わせを行い、予測します。</p> <p>評価については、事業者の実行可能な範囲で回避又は低減がなされているか、見解を明らかにすることにより行います。</p> <p>なお、工事の実施中に、新たに埋蔵文化財が発見された場合には、文化財保護法等の規定に基づき適切に対処します。</p>

番号	指 摘 事 項	対 応
4	<p>変動磁界について、周波数が上がった時に、超電導リニアの数値がどれくらいか知りたい。</p>	<p>事業者を確認したところ、以下のとおりです。</p> <p>方法書 23 ページの図 3-4-21 にあるとおり、すれ違いによる車内変動磁界（客室内座席部床上 1.0m の測定箇所）については、相対速度が大きくなるにつれて周波数が上がり、相対速度 1,000km/h において周波数が約 11Hz、磁束密度が約 0.2mT です。</p> <p>同様に、沿線での変動磁界（ガイドウェイから 4.0m 離れた測定箇所）については、500km/h 走行時において周波数が約 6Hz、磁束密度が約 0.2mT です。</p> <p>なお、超電導リニアの走行に伴う周波数は、設計上 12Hz 以下となっています。</p>
5	<p>東部丘陵線リニモの磁界とリニア中央新幹線の磁界とどのくらい規模が異なるか示されたい。</p>	<p>東部丘陵線の沿線の磁界については、別添 3 の東部丘陵線に係る「環境影響評価書(平成 13 年 10 月)」のとおり、予測結果の最大値は、静磁界で 0.139mT、変動磁界では 0.013mT(23Hz)、0.010mT(42Hz)、0.009mT(63Hz)、0.009mT(83Hz)でした。</p>
6	<p>車上電源のための電磁誘導の漏れ磁界について、集電コイルのすぐ近くの数値はどの程度か示されたい。</p>	<p>事業者を確認したところ、以下のとおりです。</p> <p>山梨実験線先行区間にて、停止時から最高速走行時（0～505km/h）までの走行集電実験を実施した結果、次のデータを得ています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 誘導集電（周波数 9.8kHz）による車内磁界実測値は 0.2 μT 程度であり、ICNIRP ガイドライン（2010）参照値（公衆）27 μT の 1%未満 <p>（出典：第 19 回超電導磁気浮上式鉄道実用技術評価委員会 別添 4）</p>

番号	指 摘 事 項	対 応
7	<p>ICNIRP ガイドラインは昨年末に改訂され、考え方が大幅に変わったが、どの時点のガイドラインを基準値としたか明示すべきである。</p>	<p>事業者を確認したところ、以下のとおりです。</p> <p>2009年の「静磁界の曝露限度値に関するガイドライン」(ICNIRP2009)及び「時間変化する電界および磁界へのばく露制限に関するガイドライン(1Hz から 100kHz まで)」(ICNIRP2010)を用いています。</p>
8	<p>動物、植物、生態系や人と自然との触れ合いの活動の場の調査範囲として、方法書 232 ページの概ね 600m の範囲というのは妥当か。</p>	<p>事業者を確認したところ、以下のとおりです。</p> <p>概ね 600m の範囲は、整備新幹線での環境影響評価の事例から定めた範囲です。「道路環境影響評価の技術手法 2007 改訂版」では、調査範囲を道路端部から「動物」が 250m、「植物」が 100m、「人と自然との触れ合いの活動の場」が 500m としており、概ね 600m の調査範囲はこれらをほぼ包含しています。また、概ね 600m と表記しているように、対象物の分布などから必要であれば専門家のご意見を伺いながら設定します。</p> <p>希少猛禽類の現地調査については、「猛禽類保護の進め方」(環境庁 平成 8 年 8 月)に従い、事業による影響を与えるおそれがある範囲と営巣地情報を考慮し、適宜有識者の指導を受けながら進めます。</p>
9	<p>植物について、方法書 257 ページに「既存の知見の引用又は解析により予測」とあるが、今回の事業のような大深度の工事において、既存の調査手法や予測手法はないと思われるがどうか。</p>	<p>事業者を確認したところ、以下のとおりです。</p> <p>動物、植物及び生態系に係る影響予測については、大深度部分の予測をするわけではなく、主に地上における影響を予測します。</p> <p>なお、動物、植物及び生態系に係る影響予測については、立坑・斜坑を含むトンネルの存在に伴う土地の改変及び地下水位等の変化による影響についても予測します。</p>

番号	指 摘 事 項	対 応
10	<p>生息が確認された鳥類について、既存資料がしっかり調べられていないため、追加の資料が必要と考えている。</p>	<p>事業者を確認したところ、以下のとおりです。</p> <p>方法書 255 ページに記載のとおり、今後も文献、資料を収集し、必要に応じて専門家へのヒアリングを行うとともに、現地調査を実施していきます。</p> <p>なお、現段階において、オオタカの生息が想定される箇所については、「守りたい春日井の自然 平成 18・19 年度 自然環境保全地区等候補地に係る自然環境調査報告（概要版）（春日井市）」及び「守りたい春日井の自然 平成 20・21 年度 自然環境保全地区等候補地二次調査報告（概要版）（春日井市）」により把握しています。（別添 5）</p>
11	<p>猛禽類の調査方法について、地域的な情報も含め詳細な調査手法を示していただきたい。</p>	<p>事業者を確認したところ、別添 6 のとおりです。</p>